

【資料】
子ども・子育て会議
令和5年8月21日
子育て支援課

子ども・子育て支援事業計画（第2期） 令和5年重点施策（案）

1 - (1) -①

5 子供の権利と生きる力を育む学びの場づくり

- (1) 子どもの権利の尊重
- ② 児童虐待防止・早期発見に向けた対策の推進

◎こども家庭支援センターの設置

虐待による重篤な死亡事例が後を絶たず、また令和2年度には児童相談所の児童虐待相談対応件数が20万件を超えるなど、依然として子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっていることをふまえ、令和4年6月に児童福祉法が改正されました。

国は、令和6年4月1日からのスタートを想定していますが、小都市は1年前倒しで、令和5年4月1日より「こども家庭支援センター」という名称で設置しています。

【児童福祉法改正のポイント】

- ・要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施を市町村業務へ追加（サポートプランの作成）
- ・市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置を努力義務化

【こども家庭支援センターの役割】

保健師等が中心となって行う各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、こども家庭支援員等が中心となって行うこども等に関する相談等（児童福祉機能）を一体的に行うものです。

妊娠期や乳幼児期からの相談、発育・発達や育児に関すること、子どもの成長におけるさまざまな相談の窓口とともに、子ども・子育て世帯に寄り添った支援に取り組みます。

《具体的な取組》

- ✓令和5年4月1日より「こども家庭支援センター」をあすてらすに設置
- ✓センターの核を担う子育て支援課に統括支援員及び保健師を配置
- ✓切れ目のないこども・子育て支援に向けた機能強化と体制整備
- ✓センターでの子どもに関する情報の集約とサポートプランの作成